

伊 勢 市 公 報

第 213 号
平成 26 年 9 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	9
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	10
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	11
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 犬の抑留について	13
○ パブリックコメントの結果公表について	14
○ パブリックコメントの実施について	16
○ パブリックコメントの結果公表について	19
○ 公示送達	20
○ パブリックコメントの結果公表について	21
○ 公示送達	22
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	23
上下水道事業公告	
○ 公示送達	24

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 26 年 9 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 24 号

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成 24 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「施行令」という。」を削る。

様式第 1 号中	申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも 場合は空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者 3. 市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未
		<input type="checkbox"/> II 生活保護への移行予防措置（定率負担減免の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明 ます。

当てはまらない	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いない場合は、空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯
---------	---

満)に属する者
 措置、補足給付
 措置 □補足給
 書が必要となり

を

申 請 す る 減 免 の 種 類	2 市町村民税非課税世帯に属する
	3 市町村民税課税世帯（所得割 28 者
□ II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。)	1 第2子に該当する者
	2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
□ III 生活保護への移行予防措置（定率給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（□定補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対 なります。	

ずれにも当てはまら
 者
 万円未満)に属する

に改める。

負担減免措置、補足

率負担減免措置

象者証明書が必要と

様式第3号中「第21条の5の5」を「第21条の5の7」に、

「

負担上限月額	円	左の上限月額の 適用期間	
--------	---	-----------------	--

を

」

「

負担上限月額	円	左の上限月額の 適用期間	
多子軽減対象		/	

に

」

改める。

「

<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。
--

様式第 5 号中

申請する減免の種類

(あてはまるものに○をつける。いずれにも
いは場合は空欄とすること。)

- 1. 生活保護受給世帯
- 2. 市町村民税非課税世帯に属する者
- 3. 市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)

II 生活保護への移行予防措置 (定率負担減免
付の特例措置) に関する認定

生活保護への移行予防措置 (定率負担減
免給付の特例措置) を申請します。

※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明
ります。

当てはまらな

) に属する者
措置、補足給

免措置 補

書が必要とな

を

申請する減免の種類

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

(当てはまるものに○を付ける。
らない場合は、空欄とすること。)

- 1 生活保護受給世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者
- 3 市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)

II 多子軽減措置に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

(当てはまるものに○を付ける。)

- 1 第 2 子に該当する者
- 2 第 3 子以降に該当する者

類	※ 在園証明等が必要となります。
	<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置（定率給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対 なります。

いずれにも当てはま

者

万円未満）に属する

負担減免措置、補足

に改める。

率負担減免措置

象者証明書が必要と

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 94 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 26 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 26 年 9 月 8 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市選挙管理委員会告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 26 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕幸

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,153 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,939 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,878 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,634 人

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
383	カワカミ建備	松阪市船江町 469 番 地 2	平成 26 年 9 月 5 日

伊勢市公告第 66 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 67 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宮後 2 丁目	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	首輪あり
2	中島 2 丁目	雑種	ク リ ー ム	雄	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 9 月 2 日

3 抑留期限 平成 26 年 9 月 9 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 68 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に定める基準（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 9 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

- (1) 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- (2) 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
- (3) 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

2 案の公告日

平成 26 年 6 月 12 日

3 提出された意見の概要

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部こども課に備え置

いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 69 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）を公表します。

なお、伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する骨子案

伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 環境生活部市民交流課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 9 月 8 日（月）

至 平成 26 年 10 月 8 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部市民交流課

に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部市民交流課 伊勢市役所東庁舎 3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 市民交流課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成26年10月8日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部市民交流課 電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 70 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市総合計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 次伊勢市総合計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 7 月 9 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 71 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 72 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）

2 案の公告日

平成 26 年 6 月 27 日

3 提出された意見の概要

なし

4 提出された意見に対する市の考え方

なし

伊勢市公告第 73 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 9 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成26年9月12日

伊勢市消防長 大西邦生

1 指定催しの会場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線（尼辻交差点）～伊勢市駅周辺（別紙）

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

三重県商業協同組合 武田 馨

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。

公 示 送 達

下記の者の下水道事業受益者負担金賦課対象土地通知書、下水道事業受益者負担金決定通知書及び下水道事業受益者負担金納入通知書は、住所、居所が判明せず送達できないため、地方自治法第231条の3第4項においてその例によることとされる地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

平成26年9月9日

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 公示送達を受けるべき者の住所及び氏名

賦課年度	負担区	通知書番号	受益者名	受益者住所
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略
H26	いせ第3負担区	省略	省略	省略

2 公示した送達書類は、伊勢市上下水道部料金課下水道負担金係に保管してありますから、来庁の上、受領してください。